

別紙

令和元年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
短期入所療養介護	運営規程	短期入所療養介護（予防含む）について、運営規程が定められていないため、内容が施設サービスにおける運営規程と同様であるならば、短期入所療養介護（予防含む）の場合についても同様に適用する旨を追記する等により運営規程を定めること。（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第186条）
訪問介護	運営規程	キャンセル料の取り扱いについて、運営規程と重要事項説明書とで記載が異なっているため、記載内容の統一をすること。（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条第1項及び第29条）
訪問介護	会計	会計について、指定訪問介護の事業の会計とその他障害福祉サービスの会計を区分すること。（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第39条）
通所介護	虐待防止	高齢者虐待の防止に関し、従業者への研修の実施その他の対策を行うこと。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条）
訪問介護	虐待防止	高齢者虐待防止法に基づく虐待防止の取組として、従業者への研修を実施すること。また、虐待防止チェックリストの活用等による虐待防止のための措置をとること。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条）
訪問介護	緊急時対応	緊急時等の対応に関する手順について、併設する有料老人ホーム利用者に関するものは定められているが、地域の在宅利用者に関する手順等が定められていないため、定めておくこと。（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第27条）
通所介護	契約書	利用者との契約書について、契約書中の記載でサービス内容等を記すとしている別紙サービス内容説明書が存在せず、契約書に添付されていないこと、サービスの提供に関する記録の保存期限が5年間ではなく2年間となっていることから、適正に修正するとともに、当該修正について契約者に対する周知を行うこと（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条第1項（第103条により準用））
訪問看護	契約書	利用者との契約書について、契約書別紙に記載された訪問看護の内容や利用料等が変更となっても同別紙の再作成等が行われていないため、変更に係る利用者や同意と同別紙の再作成等の実施又は変更手続き等を必要としない契約書様式への見直し等を行うこと。（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条第1項（第73条準用））
訪問看護	契約書	利用者との契約書について、別紙の訪問看護サービスの内容、利用者負担額が未記載のまま契約されているため、未記載のまま契約とならないようにすること。（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条第1項（第73条準用））
通所介護	研修	従業者の研修について、現在は取り組みが無いことから、指定通所介護事業者は従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないことを踏まえ、研修の機会の確保に取り組むこと。（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第98条第3項）
訪問介護	研修	従業員の資質向上のため、事業所の運営規程に定める職員研修について、計画的な実施を行うこと。（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第30条第3項）
通所リハビリテーション	口腔機能向上加算	口腔機能改善管理指導計画を通所リハビリテーション計画に位置付ける場合は、厚生労働省が示す様式の内容に相当する記載をもって作成すること。また、アセスメントやモニタリングにおいても、厚生労働省で示されている様式を参照し、必要な項目を網羅した書式で作成されたい。（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号 第2の8(18)））
訪問介護	個人情報保護	個人情報の利用に関する利用者及び家族からの同意について、重要事項説明書において説明し同意を得ることとしているが、重要事項説明書の個人情報の利用に関する記載が明確になされておらず、同意を得る形となっていないため、説明と同意が明確になされるよう修正を行うこと。（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第33条第2項）
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅱについて、当加算は心身機能への働きかけだけでなく、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけを行うものであり、その目的・趣旨を踏まえた個別機能訓練計画を作成し、それに基づいた適切な訓練を行う必要があるが、現在の計画内容及び訓練内容は心身機能への働きかけが中心であるため、当加算の目的・趣旨を十分踏まえた計画作成及び訓練実施を行うこと（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の7(11)）
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算（Ⅰ）と個別機能訓練加算（Ⅱ）を毎日算定する場合は、それぞれの機能訓練指導員を明確に分けて配置し、個別機能訓練加算（Ⅱ）についてはその配置された機能訓練指導員が実施すること。（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の7(11)）
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画については、利用者毎にその目標、実施時間、実施方法等をすべて記載した計画を作成すること。（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の7(11)）
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練について、明確に評価し記録を残すこと。また、評価にあたっては、実施時間や実施方法を毎回記録し、それに基づいた評価を行うこと。（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の7(11)）
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者毎に保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能にすること。（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の7(11)）
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算（Ⅱ）について一部の訓練を介護職員が実施する計画となっているが、同加算については理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供することとされており、介護職員による機能訓練の提供は認められないため、機能訓練プログラムの見直しを行うこと。（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の7(11)）

通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(Ⅱ)に関して、機能訓練の記録が整備されていないため、実施時間、訓練内容、担当者等を記載した記録を作成し、利用者ごとに保管して、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能な状態にすること。(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の7(11))
通所介護	個別サービス計画	通所介護計画の作成について、居宅介護支援事業所により居宅サービス計画の計画期間の終了に伴う同計画更新が速やかに行われない場合があることから、それに伴い当事業所の通所介護計画が計画期間が終了しても次期計画が速やかに作成されず、通所介護計画の計画期間が途切れた状態でサービス提供が行われている期間がみられることから、指定通所介護は通所介護計画に基づいて行わなければならないことを踏まえ、通所介護計画の計画期間が途切れた状態でサービス提供を行うことが無いよう、適切に通所介護計画を作成すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第96条第2項)
通所介護	個別サービス計画	通所介護計画について、計画に定めた目標の達成状況を明確に記録すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第96条第3項)
通所介護	個別サービス計画	居宅サービス計画が変更され、それに基づき通所介護計画の内容も変更となった場合は、遅滞なく新たな計画を作成の上、利用者又はその家族へ説明し同意を受け、交付を行うこと。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第96条)
通所介護	個別サービス計画	通所介護計画について、当事業所として画一的な記載が多く、居宅サービス計画に記載された入浴方法や食事内容等が記載されていないため、利用者それぞれに合わせた具体的なサービス内容を計画に記載するようにすること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第96条第1項)
福祉用具貸与	個別サービス計画	福祉用具貸与計画について、当初デモ利用としていた福祉用具が貸与の対象となり、貸与の福祉用具が変更(追加)となっても、計画変更が行われていないため、貸与の対象となる福祉用具が変更となる場合には、改めて計画作成を行い、利用者からの同意を得る等の適正な手続きを行うこと。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237条第2項第4号)
訪問介護	個別サービス計画	訪問介護計画について、サービスの所要時間、日程が明らかになっていないため、記載するようにすること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項)
訪問介護	個別サービス計画	訪問介護計画について、様式の整理等を行いサービスの具体的な内容を明確に記載するとともに、計画に係る目標の達成状況を明確に記載すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項及び第2項)
訪問介護	個別サービス計画	訪問介護計画のうち、利用者の介護保険の認定期間を超えて計画期間が定められているものがあつたため、計画期間については介護保険の認定期間を超えないように定めること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に等に関する基準を定める条例第12条第1項及び第24条第1項)
訪問介護	個別サービス計画	訪問介護計画のうち、利用者の介護保険の認定期間を超えて計画期間が定められているものがあつたため、計画期間については介護保険の認定期間を超えないように定めること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に等に関する基準を定める条例第12条第1項及び第24条第1項)
訪問看護	個別サービス計画	訪問看護計画について、計画の目標や内容に対する評価が記録されていないため、適切な記録に残すとともに、利用者・家族に説明を行うこと。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に等に関する基準を定める条例第68条第1項)
訪問看護	個別サービス計画	訪問看護計画書について、利用者が入居する有料老人ホームでの各種サービス全体が記載されている場合があるが、そうした場合でも訪問看護としてのサービス内容等が明確にわかるように計画書に記載されたいこと。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第68条第2項)
通所介護	サービス提供記録	サービス提供の記録について、緊急時の対応を含めた利用者の心身の状況等をサービス提供の記録として記載すること。なお今後、通所介護計画の記載の見直しを行う場合には、通所介護計画に基づく各サービス提供が実施されたことを明確に記録すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第20条第2項(第103条準用))
介護老人福祉施設	事故	事故が発生した場合の対応、報告方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。また指針に基づき、事故発生防止のための研修を年2回以上実施すること。(岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第1項)
通所介護	事故	事故発生時の対応について、事業所内での事故により、利用者が医療機関を受診した場合であっても県へ報告がなされていない例があつたため、「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、報告が必要な事故については県へ報告すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第101条の2第1項)
通所介護	事故	事故発生時の対応について、事業所において事故として取り扱う基準が整理されていないが、サービス提供中における転倒等で利用者の身体等に影響がある恐れがあり、家族等への連絡が必要なものについては事故であることから、事故として取り扱い、家族等への連絡や再発防止策の検討などを記録するよう、事業所として統一すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第101条の2第2項)
通所介護	従業員の秘密保持	従業員の秘密保持に関する誓約書について、現在の誓約書様式の作成時期が近年であることにより、退職後も秘密保持を行うよう誓約することを明記した誓約書が取られていない従業員がいるため、退職後の秘密保持についても誓約する内容の誓約書をすべての従業員から取得すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第33条第1項(第103条により準用))
介護療養型医療施設	重要事項説明書	施設サービスにおける重要事項説明書について、利用料金に係る記載のうち、運営規程に記載されている経営採算の場合の費用が記載されていないため、記載すること。(岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第8条第1項)
通所介護	重要事項説明書	重要事項説明書に添付されるサービス内容説明書について、利用料の記載において、運営規程に記載のある利用時間外の利用に係る料金の記載が無く運営規程と不一致となっているため、料金設定の必要性も含めて整理し運営規程と一致するようにすること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条第1項)
通所介護	重要事項説明書	重要事項説明書の内容に変更があつた場合でも、当事業所の重要事項説明書の記載に基づく利用者又は家族に対する通知が行われていないことから、必要な場合は通知を行うこと。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条第1項(第103条により準用))
訪問介護	重要事項説明書	第三者委員について重要事項説明書に記載されておらず、苦情解決に関する規程と不一致になっているため、重要事項説明書に明記するとともに利用者に周知すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条第1項)

訪問介護	重要事項説明書	重要事項説明書において、介護職員の具体的な人数が記載されていないため記載すること。(岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第1項)
訪問介護	初回加算	初回加算について、サービス提供責任者が訪問する場合算定することとなっているが、訪問介護記録においてサービス提供責任者が訪問しているものの記録に残されていないものがあつたため、適正に記録を残すこと。(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の2(19))
通所介護	人員配置	看護職員の配置においては、他の職務に従事する時間とは区別し、明確に勤務する時間を定めて配置すること。(岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に等に関する基準を定める条例第92条第2号)
通所介護	人員配置	勤務体制表上、看護職員が午後の単位には配置されていないため、指定通所介護の単位ごとに看護職員を1以上配置するようにすること。(岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に等に関する基準を定める条例第92条)
通所介護	人員配置	看護師と機能訓練指導員を兼務させる場合は、それぞれの職種で明確に時間帯を分けて配置すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第92条第2号)
訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケア加算について、急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態であることを証することの記録及び主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行ったことの記録がないため、適切に記録すること。(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の4(18))
通所リハビリテーション	非常災害対策	非常災害対策について、非常災害時の関係機関への通報・連絡体制を整備すること。また、定期的に避難等の訓練及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画に基づく訓練を実施すること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第100条(第134条により準用)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項)
通所リハビリテーション	非常災害対策	非常災害に対する定期的な避難、救出その他必要な訓練を実施すること(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第100条(第134条により準用))
通所介護	非常災害対策	非常災害対策について、定期的に避難等の訓練を行い、その記録を残すこと。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第100条)
通所介護	非常災害対策	非常災害対策について、風水害に対する避難確保計画は策定されているが、火災や地震等に関する具体的計画が策定されていないため、策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第100条)
通所介護	避難確保計画	当施設は、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設として高山市地域防災計画に位置付けられているため、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の策定及び同計画に基づく避難訓練の実施が必要であるところ、未だ避難確保計画が策定されていないことから、速やかに策定し訓練実施を行うこと。(県指導)
訪問介護	文書の保存期間	文書の保存期間について定めている規程がないため、保存期間について5年間として契約書等において定めること。また具体的なサービス提供の記録については、サービスを提供した日の属する月の翌々月の末日から5年間保存するよう定めること。(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第40条第2項)